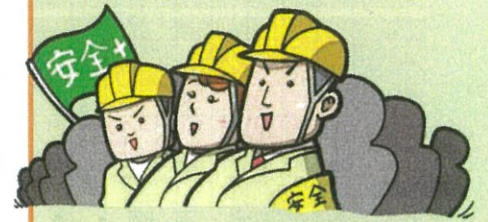


# 令和3年いずもの労働災害

令和3年の出雲労働基準監督署管内の労働災害発生状況をとりました（下グラフ参照。数値はいずれも件数。）。

管内の状況を把握していただき、必要な対策を見極め、安全衛生活動に活かしてください。

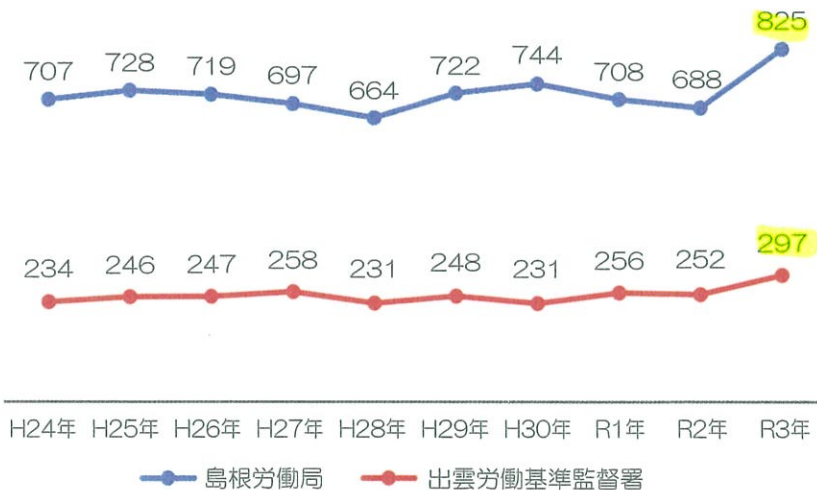


島根労働局では第13次労働災害防止計画（島根13次防）で平成30年から令和4年までの5年間の中期的な目標を設定しています。

全業種が対象の労働災害に関する目標は以下の2点です。

- ①死亡災害を年平均6人以下とすること。
- ②休業4日以上の死傷災害を5%以上減少させること（平成29年比）。

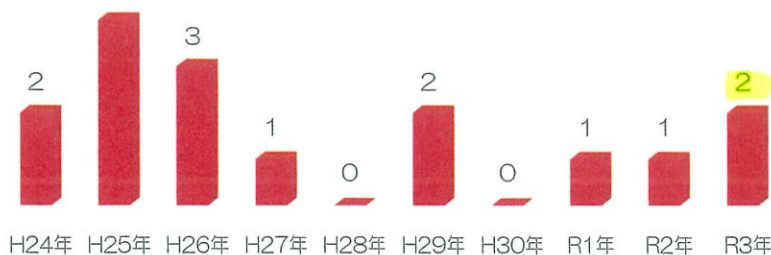
死傷災害発生状況



出雲労働基準監督署では、島根13次防に沿って、平成29年に発生した死傷災害248件に対し、以下のとおり死傷災害の目標値を設定しています。

- ・平成30年：245件
- ・令和元年：243件
- ・令和2年：240件
- ・令和3年：238件
- ・令和4年：235件

死亡災害発生状況



平成30年は目標値を下回りましたが、令和元年以降は目標値を上回る状況が続いており、令和3年は過去10年で最も多くの死傷災害が発生しています。

目標達成に向けて、事業者と行政が一体となり、島根13次防最終年の取組をすすめていきましょう。

# 休業4日以上の死傷災害発生状況

業 種		令和2年	令和3年	増減数	増減率 (%)
全 産 業		① 252	② 297	45	17.9
製 造 業	食 料 品	13	17	4	30.8
	織 維 ・ 衣 服	2	1	▲1	▲50.0
	木 材 ・ 木 製 品	2	4	2	100.0
	家 具 ・ 装 備 品	0	0	0	—
	紙 ・ 印 刷	1	1	0	0.0
	化 学	3	5	2	66.7
	窯 業 ・ 土 石	5	7	2	40.0
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	7	9	2	28.6
	金 属 製 品	3	2	▲1	▲33.3
	機 械 器 具	14	16	2	14.3
	その他の製造業	2	4	2	100.0
	小 計	52	66	14	26.9
鉱 業		0	1	1	—
建 設 業	土 木 工 事 業	13	16	3	23.1
	木 造 建 築 工 事 業	14	2	▲12	▲85.7
	その他の建築業	11	① 12	1	9.1
	その他建設業	9	13	4	44.4
	小 計	47	43	▲4	▲8.5
運 交 輸 通	道 路 貨 物 運 送 業	13	20	7	53.8
	その他の運輸業	0	4	4	—
林 業	伐 木 ・ 搬 出	4	7	3	75.0
	造 林 ・ そ の 他 林 業	4	5	1	25.0
	小 計	8	12	4	50.0
第 三 次 産 業	小 売 業	31	33	2	6.5
	社 会 福 祉 施 設	41	46	5	12.2
	飲 食 店	3	9	6	200.0
	その他の第三次産業	① 46	47	1	2.2
	小 計	① 121	135	14	11.6
そ の 他		11	① 16	5	45.5

※○内の数字は死亡者数で内数

※「第三次産業」とは、全産業のうち製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、農林業、畜産業、水産業を除いたもの

※「その他」とは、貨物取扱業、農業、畜産業、水産業

# 労働災害防止対策のポイント

令和3年の労働災害を「事故の型」別に分類したものが下の表です。発生件数は多い順番に、①転倒、②墜落・転落、③動作の反動・無理な動作となっています。

事故の型とは？

傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいいます。

起因物とは？

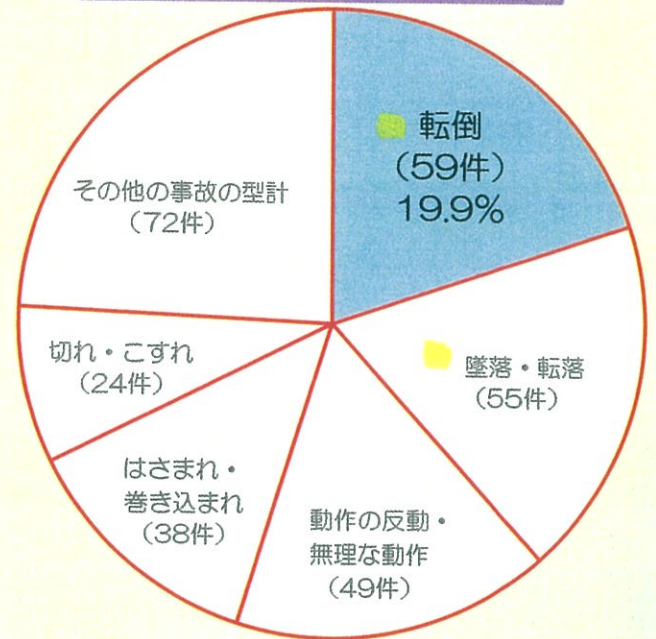
災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいいます。

例) 濡れていた通路で足を滑らせて転倒した場合。

事故の型：転倒 起因物：通路

労働災害の原因は多岐にわたりますが、事故の型と起因物に着目して取組をすすめることが効果的です。

事故の型別発生状況  
(全297件)



## 転倒、墜落・転落災害防止のためのチェックポイント

### ①転倒対策

- 通路、階段、出口に物を放置していませんか。
- 床の水たまりや氷、油などは放置せず、その都度取り除いていますか。
- 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意標識をつけていますか。

参考：転倒予防・腰痛予防の取組

イラストリストダウンロードはこちら

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>)

### ②墜落・転落対策

- 墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の規格」に適合したものですか。  
※令和4年1月2日以降は、「墜落制止用器具の規格」に適合したもののしか使用できません。

高さ2m以上の作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設けていますか。

移動はしごは固定して使用していますか。

脚立は安定した場所に設置して使用していますか。

参考：「安全帯の規格」を改正した新規格「墜落制止用器具の規格」を告示しました  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03290.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03290.html))



# 出雲労働基準監督署からのお知らせ

## \* 報告書はインターネットで簡単作成 \*

厚生労働省では、インターネットを利用して以下の報告書を作成するサービスを提供しています。

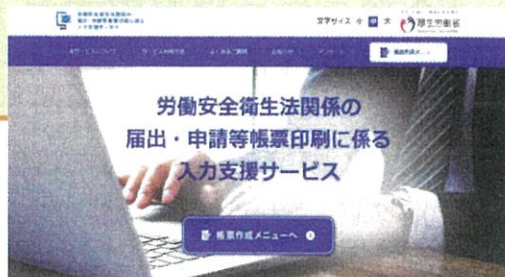
- 労働者死傷病報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告書

※本サービスでオンライン申請はできません。作成した帳票は、郵送等で所轄労働基準監督署に提出してください。

※受理印を押した控えが必要な場合は、2部提出してください（郵送の場合、切手を貼った返信用封筒を同封してください。）。

参考：「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」

(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)



cf. 益田 (5月16日)

## \* ヒヤリハット活動のすすめ \*

仕事中にヒヤッとしたこと、ハッとしたことはありませんか。

物が高いところから落ちてきた、通路でつまづいた、車を運転中に対向車と接触しそうになったなど心当たりがある方もおられるでしょう。

ヒヤリハットは危ないことが起こりはしたが、災害にはならなかった事象のことです。ヒヤリハット活動は、これらの事例を収集し、事前に対策することで災害発生を未然に防止する活動です。

## ヒヤリハット報告書例 (右図) (出雲労働基準監督署窓口で配布)

ヒヤリハット報告書					
記入日	令和	年	月	日	氏名
いつ	令和	年	月	日	時 分
どこで					
どうしていたとき					
ヒヤリとしたこと					
想定原因			対策案		
設備的 (設備、防護・安全装置の欠陥等)					
作業的 (動作、作業方法の欠陥等)					
管理的 (作業標準、安全衛生教育の欠陥等)					
人間的 (無意識行動、近道行動、疲労等)					
担当者	職名	実施対策・時期	氏名		
責任者					
職名	意見	氏名			

このリーフレットに関するお問い合わせは、出雲労働基準監督署へ

(出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階 TEL0853-21-1240)

(令和4年4月作成)